

研究終了報告

研究責任医師は、以下を作成し、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いたうえで厚生労働大臣へ報告することが定められています。

- 主要評価項目報告書
※主要評価項目データの収集期間が終了した日から **1年以内**
- 総括報告書・総括報告書の概要（総括報告書の概要は終了届書（別紙様式 1）で差し支えない）
※全てのデータの収集期間が終了した日から **1年以内**

| 認定臨床研究審査委員会への通知

【通知様式】

- 終了通知書（**統一書式 12**：PI→CRB）
※CRB 事務局へご提出ください。

| 厚生労働大臣への届出

【届出様式】

- 終了届書（**別紙様式 1**：PI→厚生労働大臣）
※jRCT で必要事項を入力し、一時保存したものを出力してご提出ください。

（作成日：令和 5 年 6 月 1 日）